

人と猫が共生できる社会を目指して 鹿児島市猫の適正飼養及び管理ガイドライン

本市では、猫のふん尿・鳴き声などの被害を軽減し、人と動物が共生できる社会の実現を目指すため、「鹿児島市猫の適正飼養及び管理ガイドライン」の策定に取り組みます。



熱心な議論が行われた委員会

◇ガイドラインの主な内容

- ①猫を飼い始める前に考えるべきこと
- ②飼い主の責任と適正飼養のあり方
- ③「飼い主のいない猫」を地域ぐるみで「地域猫」として飼養管理する取り組み
- ④猫の問題の改善に協働して取り組むための市民、地域、動物愛護団体、行政などの役割



地域の問題として考えてほしい

坂本 紘さん(猫の適正飼養及び管理ガイドライン策定委員会会長)

○猫の被害を少しでも軽減するためにこのガイドラインの策定に取り組んでいます。

○猫の被害は、迷惑している人にとっては切実な問題です。地域猫活動は地域の環境を良くするためのものであり、地域住民全体の問題として取り上げることが必要です。今回策定するガイドラインも地域住民の皆さんの協力がなければ、成果は期待できません。

○このガイドラインが、地域の皆さんで地域猫について考えるきっかけとなり、命の大切さを学ぶ場になってくれることを願っています。

地域ぐるみで問題解決 地域猫活動の取り組み

地域猫活動って何?
地域の有志が地域住民の理解と協力を得て、これ以上増えないように不妊去勢手術を行った「飼い主のいない猫」を一定のルールに従って、世話する活動のことです

どうして地域猫の取り組みが必要なの?
生きている動物の命を奪うことはできません。「飼い主のいない猫」の問題を地域の問題として取り上げ、話し合い、理解と協力を得て取り組む地域猫活動が、猫の被害を軽減し、地域の良好な生活環境を作ることにつながるのです

地域猫活動はどんなことをするの?
まずこれ以上「飼い主のいない猫」を増やさないために不妊去勢手術を行います。また、地域の話合いで決めたルールに従い、えさを上げ、ふんや尿の始末などをします

相談はどこにすればいいの?
地域猫活動についての相談は生活衛生課へ。また獣医師会やボランティア団体も活動を支援します

ペットとともに生きていくための約束

犬や猫は人と違う生き物です。その習性を正しく理解して最後まで愛情と責任を持って飼ってください

毎年、たくさんの犬や猫が処分されています。特に猫の繁殖力は非常に強いです。生まれてくるすべての命に責任が持てないなら、不妊去勢手術などを行いましょう

猫は室内で飼うことができます。交通事故や病気の感染を防ぐためにも家の中で飼いましょう

飼っている犬や猫に引っ掛けなどをして、周りの人たちに危害や迷惑をかけないようにしてください

犬や猫が迷子になったときに、飼い主がわかるように連絡先を書いた名札などを付けましょう

僕らを捨てないで!
大切な家族の一員であるペットを捨てる行為は法律で厳しく罰せられます。また虐待する行為も同様です

飼犬には必ず、「鑑札」や狂犬病の予防注射が済んだことを示す「済票」を付けてください

人と動物が共生できる社会を目指して

生活に潤いと癒やしを与えてくれるペットたち。当然ながら、飼い主には最後まで飼育責任とルールを守ることを求められます。人と動物が共生できる社会に向けて、ペットを飼うときのルールなどについて改めて考えてみませんか。

【生活衛生課 233・232】



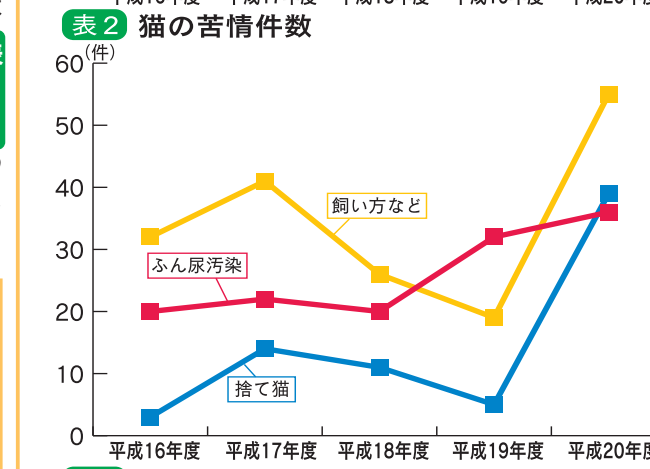
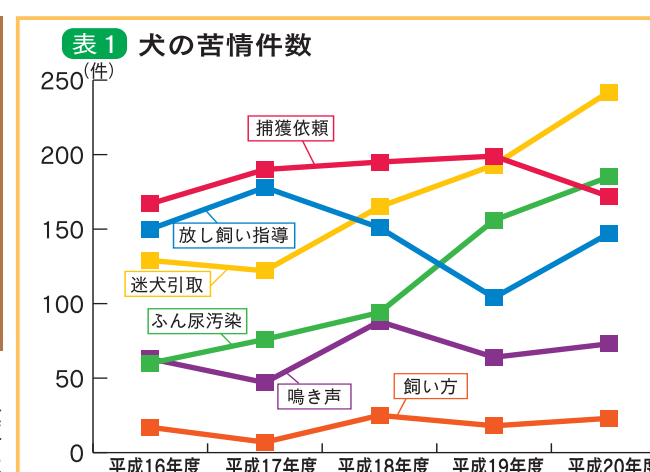
しかし、こうしたペットブームの一方で、ペットに関する苦情もあり、表1・2のとおり、ふん尿や鳴き声などの苦情が目立ちます。また、市動物管理事務所に収容された犬や猫のうち、平成20

ペットブームの影で

近年のペットブームで、犬や猫の飼育総数は増加傾向にあり、厚生労働省によると、全国の犬の登録数は平成11年度に約56万4千頭だったのが、平成20年度には約68万5千頭に増加しています。この背景には、ペットを単なる愛がん動物としてではなく、潤いや心豊かで安らぎのある生活を求め、家族の一員として飼うという人が増えているといわれています。

「家族としてのペット」

近年のペットブームで、犬や猫の飼育総数は増加傾向にあり、厚生労働省によると、全国の犬の登録数は平成11年度に約56万4千頭だったのが、平成20年度には約68万5千頭に増加しています。この背景には、ペットを単なる愛がん動物としてではなく、潤いや心豊かで安らぎのある生活を求め、家族の一員として飼うという人が増えているといわれています。



犬や猫の譲渡などを行います 市動物管理事務所

市動物管理事務所では、放し飼いなどの犬の保護や返還、収容された犬や猫の譲渡を行っています。

◇住所 〒890-0035 田上町3910
◇電話 264-1237
◇受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分

犬や猫の飼い主を募集

市動物管理事務所では、収容された犬や猫の新しい飼い主を募集しています。

◇対象 市内に住む人を優先
◇申し込み 直接、市動物管理事務所で見学をしていただき、譲渡します ※電話予約は受け付けていません

◇譲渡の際には、登録と狂犬病予防注射をしていただきます。登録や注射には費用が必要です

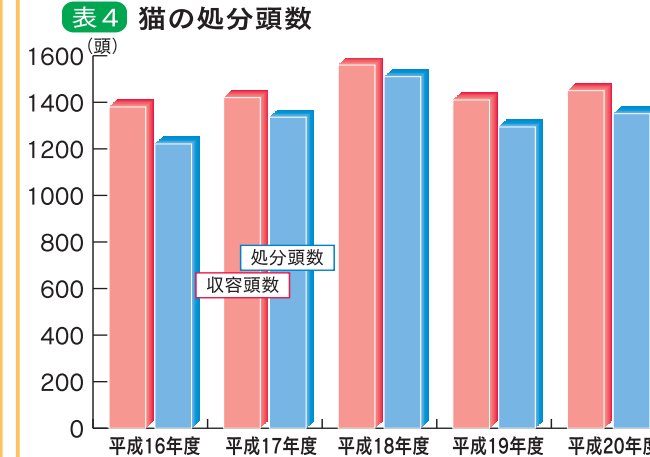
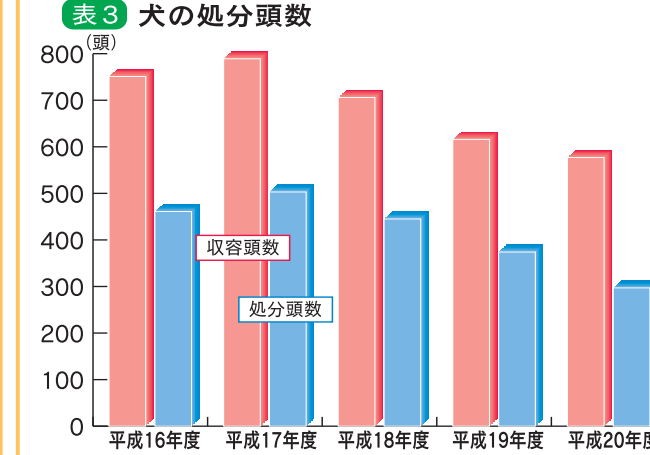
◇譲渡する動物の情報は、市ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>)でもご覧いただけます

◇犬が行方不明になったら 犬が行方不明になったときは、生活衛生課が市動物管理事務所、最寄りの警察署へお問い合わせください。

◇犬の返還には手数料がかかります。また、返還には免許証など本人確認できるものが必要です

◇迷い犬情報は市ホームページでもご覧いただけます

◇警察に届けられた迷い犬情報は、鹿児島県警ホームページ「落とし物忘れ物検索サービス」(<http://otoshimono.pref.kagoshima.jp/>)でも検索できます



知識を身につけよう 動物愛護講習会

◇保健所では年に4回、動物愛護講習会を行っています。参加は無料です

◇内容 犬のしつけ方教室、動物の病気に関する講習など

◇詳しくは生活衛生課へ

必ず受けましょう 狂犬病予防注射

◇犬は必ず登録をして、毎年1回、狂犬病の予防注射を受けさせてください

◇4月～5月に公園や公民館などで登録と予防注射を行います

◇登録、予防注射は市内の動物病院で随時行っています

大切な飼い犬の健康のために 【生活衛生課】

猫を飼う前に 家族で話し合おう

◇「かわいそう」「かわいい」など、衝動的な感情だけで飼うつもりではありませんか

◇近所の迷惑にならない飼い方ができますか

◇飼い猫の寿命は平均12～13年といわれています。最後まで愛情と責任を持って飼うことができますか。10年先の猫、自分のこと、家族のことを考えてみましょう

◇猫の習性や病気などの知識を身に付けましょう

◇毎日の世話やえさ代、不妊去勢手術費、病院の治療費を考えてみましょう

家族として最後まで 見届けてほしい

○市動物管理事務所に収容された犬は、これまでと違う環境に連れて来られ、ショックを受けています。

○まずはそれぞれの犬の心を和らげるため、叱らずに優しく接しようと努力しています。

○新しい飼い主に引き取られるときには、しばらく世話をしたことで、犬への愛着が残りますが、飼い主にはこれからはかわいがってほしいという思いで見送っています。

○動物はかわいいだけでは育てられません。動物にも心があり、性格もそれぞれ違います。飼い主の皆さんは動物を理解し、家族の一員として最後まで責任を持って飼ってほしいと思います。

遠藤 昌俊さん(市動物管理事務所職員)

1月号掲載 新春パズルの答え

2000通を超えるたくさんのご応募ありがとうございました。正解者の中から抽選で賞品をお送りいたします。当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。

皆さんからいただいたご意見・ご感想は、今後の広報紙づくりの参考とさせていただきます。

【広報課 216-1133】

答え

A B C D E F G H I J
みりよくあふれるまち

K L M N O P Q
あっとほっとずっとかごしま

お詫び 1月号の新春パズルのたてのマス④は緑ではなく、赤でした。お詫びいたします。

飼い主の皆さんへ ルールを守って楽しい散歩

◇「市みんなでまちを美しくする条例」で「公共の場所や他人の土地に、飼い犬のふんを放置してはならない」といったルールを定めています

◇散歩中のふんの持ち帰りは飼い主の責任です。自宅での排せつにつけに努め、散歩中のふんは必ず持ち帰りましょう

◇犬の放し飼いの苦情が増えています。人への危害防止のため、散歩のときは引き綱を付けましょう

◇犬が人をかんだときは生活衛生課へ連絡してください